

○自転車の検査の要領

(平成19年10月 1日 平成19・10・01製第23号認可)
最終改正 平成29年6月6日 20170525製第3号認可

公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）は、自転車競技法（以下「法」という。）第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、競輪に使用する自転車の検査の要領をここに定める。

（平20.3.31・平25.3.19 一部改正）

目 次

- 第1章 執務の方針
- 第2章 執務の体制
- 第3章 自転車の検査
 - 第1節 自転車の検査基準及び検査方法
 - 第2節 確定検査の業務
 - 第3節 出走前点検の業務
- 第4章 自転車の管理及び整備
 - 第1節 自転車の管理
 - 第2節 自転車の整備
- 第5章 自転車の検査器具の整備及び管理
- 第6章 出場停止及び出走取消し
 - 第1節 確定検査における出場停止
 - 第2節 確定後の出場停止
 - 第3節 番組決定後の出走取消し
 - 第4節 本財団への報告
- 第7章 通報
 - 第1節 確定検査の結果の通報
 - 第2節 出走前点検の結果の通報
 - 第3節 自転車事故に関する通報
- 第8章 附帯する業務
 - 第1節 競走の観察
 - 第2節 自転車の破損補償

別表1 執務編成表（標準）

**別表2 タイヤ級別判定基準
様式**

(平21.3.25 一部改正)

第1章 執務の方針

検査委員及び検車員は、競輪に使用する自転車（以下「自転車」という。）について厳正な検査を行い、競走の公正安全の確保に万全を期する。

第2章 執務の体制

- 1 検査委員及び検車員は本財団が認定した競輪検車員を充てる。
- 2 検査委員は、検査業務を総括し、検車員は、検査委員の職務執行を補助する。
- 3 検車員は、自転車の検査、管理及び整備並びに検査器具の整備及び管理を担当する。
- 4 自転車の検査は、確定検査、出走前点検及び出走直前点検とする。また、これらの標準の執務の編成は、別表1のとおりとする。
- 5 検車員は、執務に際し、本財団が交付した検車員認定証を携帯する。

第3章 自転車の検査

第1節 自転車の検査基準及び検査方法

自転車の検査基準及び検査方法は、次のとおりとする。

検査基準	検査方法
<p>1 目視検査</p> <p>1—1 自転車は、本財団に登録されたものであること。</p> <p>1—2 構成部品は、登録自転車仕様書に合致するもの又は「競走車部品認定基準」に適合すると認定したものであること。</p> <p>1—3 各部品は、適正な箇所に取りつけてあること。</p>	<p>1—1 本財団が作成した「登録自転車一覧表」と照合確認する。</p> <p>1—2 本財団が作成した登録自転車仕様書又は「競走車部品認定基準適合部品一覧表」により確認する。</p> <p>1—3 目視により行う。</p>
<p>1—4 構成部品は、有害な加工（切削、穴あけ、その他著しい原形の変更等）が施されていないこと。</p> <p>カーボン製フレームは、改造（切削、穴あけ、溶接、接着、再塗装そ</p>	<p>1—4 目視により行う。</p>

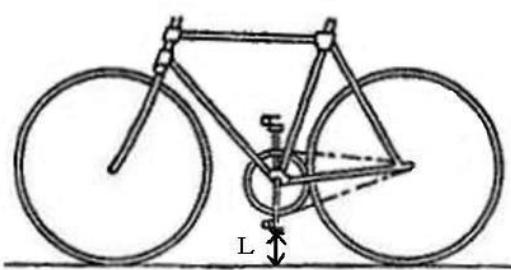
検査基準	検査方法
の他原形の変更等) が施されていないこと。	
1—5 フレーム及び金属部品に著しい変形、摩耗、腐食又は切損がないこと。	1—5 目視により行う。
1—6 フレーム及び金属部品の素地にひび又は著しいさび、傷がないこと。	1—6 目視及び打音により行い、必要に応じて、加力検査、荷重検査機、染色浸透探傷剤をもって確認する。
1—7 スチール製フレームのろう付部にろう切れ又はろう離れがないこと。 カーボン製フレームに成形不良、接着不良がないこと。	1—7 目視により行う。
1—8 非金属部分に著しい傷、き裂、老化又は、摩耗がないこと。	1—8 目視により行う。
1—9 ハンドルバーの各部及びスチール製フレームを構成するパイプに、へこみの最大長さが、そのパイプの直徑以上又はへこみの深さがそのパイプの直徑の1／3以上ないこと。 なお、へこみの大きさにかかわらず、角のあるへこみがないこと。	1—9 目視により行い、必要に応じて直定規又はノギス等で計測を行う。
1—10 ハブ軸先端及びスチール製フレームのチェーン引きボルト先端は、面取りしてあること。	1—10 目視により行う。
1—11 スチール製フレームのチェーン引きは、後つめの両側に取り付け、舟はハブ座金又は中ナットに接触していないこと。 カーボン製フレームのチェーン調整ボルトは、後つめの両側に取り付けられ、ハブ軸中心に接していること。	1—11 目視により行う。
1—12 小ギヤは、ハブの両側に取り付けられていないこと。	1—12 目視により行う。
1—13 各ナットのはめ合い長さは、その	1—13 目視により行う。

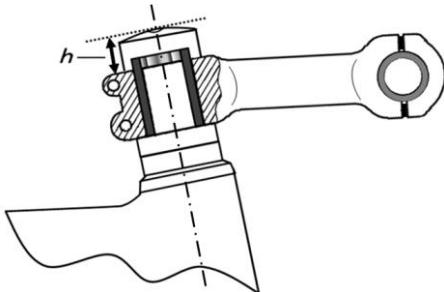
検査基準	検査方法
ナットの長さ以上であること。 1—14 シートポストと立パイプ及びスチール製フレームのハンドルポスト（ハンドルシステム）とホークシステムのはめ合いかは、限界標識以上はめ合わされていること。	1—14 目視により行う。
1—15 チェーンは、継手リンクプレートで1本のボルトによってつないだること。 ただし、半コマの場合は、2本の継手ボルトによりつないだること。	1—15 目視により行う。
1—16 スポークは、あや組みしてあること。	1—16 目視により行う。
1—17 ハンドルバー端面は、にぎり又はバーテープ（キャップ付き）で覆われていること。 また、にぎり又はバーテープの巻き上がりが、ハンドルバーわん曲部最先端を超えないこと。	1—17 目視により行う。
1—18 サドル、シートポスト、ハンドルポスト及びハンドルシステムに著しい傷又は亀裂がないこと。	1—18 目視により行う。
1—19 トークリップに著しい傷又は亀裂がないこと。	1—19 目視により行う。
1—20 タイヤに傷、磨耗又はスレがないこと。	1—20 目視により行う。判定は、別表2-3「タイヤ検査の不合格判定基準」により行う。
1—21 カーボン製フレームのホイール（バトンホイール及びディスクホイール）に著しい変形、傷、亀裂又は剥離がないこと。	1—21 目視により行い、必要に応じて力を加えて行う。
2 締付検査 2—1 前ハブナットの締付けトルクは、22N・m以上30N・m以下であること。	2—1 トルクレンチをもって行う。

検査基準	検査方法
2—2 スチール製フレームの後ハブナットの締付けトルクは、33N・m以上45N・m以下であること。 カーボン製フレームの後ハブナットの締付けトルクは、22N・m以上30N・m以下であること。	2—2 トルクレンチをもって行う。
2—3 コッタレスギヤクラランク締付けボルトの締付けトルクは、12N・m以上16N・m以下であること。	2—3 トルクレンチをもって行う。
2—4 ペダル軸のクラランクはめ合いねじは、完全に締め付けられていること。	2—4 専用工具をもって行う。
2—5 ハンガ止めナット、小ギヤ止めナット及びギヤ板取付けボルトは、完全に締め付けられていること。	2—5 それぞれ専用工具をもって行う。
2—6 スチール製フレームのヘッド部上わんロックナット又はカーボン製フレームのアンカーボルト若しくはキャップ固定ネジは、完全に締め付けられていること。	2—6 専用工具及びその他適正な工具をもって行う。
2—7 スチール製フレームのチェーン引きナット、カーボン製フレームのチェーン調整ボルトは、完全に締め付けられていること。	2—7 適正な工具をもって行う。
2—8 ペダル側板の取付けボルトは、完全に締め付けられていること。	2—8 適正な工具をもって行う。
3 加力検査	
3—1 ペダル枠のかしめに緩みがないこと。	3—1 力を加えて行う。
3—2 サドルの舟線とトップとの間に緩みがないこと。	3—2 力を加えて行う。
3—3 ハンドルバー及びハンドルポスト若しくはハンドルシステムは、完全に固定されていること。	3—3 前車輪を固定し、ハンドル両にぎり部に前進方向の反対に約300N、ハンドル回転方向に約100Nの力を加えて行う。

検査基準	検査方法
3—4 サドル及びシートポストは、完全に固定されていること。	3—4 自転車を固定し、前後方向に約100N、回転方向に約300Nの力を加えて行う。
3—5 トーキリップは、ペダルに完全に固定されていること、また、クリップバンドは締め上げたとき滑りがないこと。	3—5 力を加えて行う。
3—6 ギヤ板とクランク、クランクとクランク軸及びハブと小ギヤは、完全に固定されていること。	3—6 後車輪を固定し、荷重検査機又は人力により、左ペダルの前進後進方向交互に700N以上の力を加えて行う。
3—7 タイヤは、リムに完全に接着されていること。	3—7 タイヤの側面（3カ所以上）を横方向に押して行う。
3—8 にぎりは、ハンドルバーに完全に接着されていること。	3—8 力を加えて行う。
3—9 車輪のスポーク張力は、平均700Nを有し、著しい張りむらがないこと。	3—9 3カ所以上に適当な力を加えて行う。
3—10 各回転部は、がたがなく、回転が円滑であること。	3—10 各回転部分に力を加えて行う。 また、自転車を20cmの高さから落下させたときの振動音により行い、回転は軽く回転させて行う。
3—11 タイヤ及びバルブに空気漏れがないこと。	3—11 タイヤを押して行い、必要に応じて水中試験を行う。
4 測定検査	
4—1 ハブ軸端部のナット面からの突出しは、4mm以下であること。	4—1 目視により行い、必要に応じて直定規をもって行う。
4—2 スチール製フレームのチェーン引きボルト端部のナット面からの突出しは、7mm以下であること。	4—2 目視により行い、必要に応じて直定規をもって行う。
4—3 チェーンの伸びは、10ピッチにつき1mm以下であること。	4—3 繼手リンクプレート以外の箇所において専用限界ゲージをもって行う。
4—4 チェーンのたるみは、32mm以下であること。	4—4 目視により行い、必要に応じて専用測定器をもって行う。

検査基準	検査方法
4—5 前車輪又は前ホイールとトークリップ先端の最大の重なりは、25mm以下であること。	4—5 目視により行い必要に応じて直定規をもって行う。
4—6 ギヤ板の歯底部の横振れは、1mm以下であること。	4—6 目視により行い、必要に応じて適切な方法で測定を行う。
4—7 車輪又はホイールの横及び縦の振れは、リム又はホイールの外側において、2mm以下であること。	4—7 目視により行い、必要に応じて専用測定器をもって行う。
4—8 リム中心面とハブ振分け中心との差は、2mm以下であること。	4—8 目視により行い、必要に応じて測定を行う。
4—9 フレーム中心面とギヤ板中心面との距離は、42mm±2mmであること。	4—9 専用測定器により行う。
4—10 前車輪又は前ホイール中心面と後車輪又は後ホイール中心面を平行にしたとき、両中心面間の距離の差は、接地部で7mm以下であること。	4—10 目視により行い、必要に応じて専用機材等により行う。
4—11 前車輪のリム又は前ホイール側面とホーク足内側との左右の透き間の差は、2mm以下であること。	4—11 目視により行い、必要に応じて測定を行う。
4—12 後車輪のリム又は後ホイール側面とチェーンステー内側との左右の透き間の差は、2mm以下であること。	4—12 目視により行い、必要に応じて測定を行う。
4—13 ペダルの最低地上高は、75mm以上であること。	4—13 下図の「L」の長さを目視して行い、必要に応じて直定規をもって行う。



検査基準	検査方法
<p>4-14 スチール製フレームのサドルの先端部は、ハンガ中心をとおる垂線より前に出ていないこと。</p> <p>ただし、身体上の理由による特例基準については、別に定める。</p>	4-14 目視により行い、必要に応じて測定を行う。
<p>4-15 カーボン製フレームのホークステムの上端は、ハンドルシステム締付け部上端と同一面、若しくは上方に突き出していること。</p> <p>なお、下図「h」で示すハンドルシステムクランプ部上端からの突き出しは、20mm以下であること。</p> 	4-15 目視により行い、必要に応じて直定規又はノギス等で計測を行う。
<p>4-16 カーボン製フレームのハンドルシステムの固定位置は、ホークステムがカーボン製の場合、プレッシャープラグのアンカー部の範囲内に固定されていること。また、金属製の場合、適切な位置に固定されていること。</p>	4-16 目視により行い、必要に応じて直定規又はノギス等で計測を行う。

(平21.3.25・平23.7.1・平27.9.17 一部改正)

第2節 確定検査の業務

自転車競走実施規則（以下「実施規則」という。）第42条（以下この要領において参照する実施規則の条、項及び号の番号は、「〇〇県自転車競走実施規則に関するガイドライン」による。）の規定に基づき、担当検査事項について、所定の場所において自転車の検査を行う。参加選手の集合日における確定検査（以下「前日検査」という。）は出場資格の確認を終了した選手の使用する自転車について行うものとし、初日以降における確定検査（以下「出走日以降の確定検査」という。）は、当日

の競走を終了した選手の使用する自転車について行う。先頭固定競走の先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）の集合日における確定検査は、前日検査に準じて行うものとする。

1 準備

検査委員は、検査開始前に各検査員に分担業務を指示するとともに次の書類、器材等を準備させ点検する。

- (1) 検車票…………… (様式第1)
- (2) 出場選手名簿…………… (様式第2)
- (3) 確定検査合格証紙…………… (様式第3)
- (4) 確定検査通報書…………… (様式第4)
- (5) 検査不合格報告書…………… (様式第5)
- (6) 検査器具及び整備器具…………… (第5章に定めるもの)
- (7) 自転車の管理に必要な器材
- (8) その他必要とするもの

(平21.3.25 一部改正)

2 受付

(1) 前日検査

ア 選手の参加番号及び氏名を検車票と照合し、確認するとともに、使用する自転車名、ギヤ板、小ギヤの歯数及びギヤ倍数を検車票に記入する。

イ 選手管理委員から、適性検査又は身体検査の不合格の通知のあった選手は、受け付けない。

ウ 実施規則第41条第3項の規定により、前日検査を受検できない選手については、その旨を検車票に記入する。

(2) 出走日以降の確定検査

ア あらかじめ、選手管理委員に連絡して、欠場選手の有無を確認する。

イ 選手から当日使用した自転車又は使用ギヤの変更の申出があったときは、検車票の記載事項を訂正する。

(平21.3.25 一部改正)

3 自転車の検査

検査項目及び執務の方法は、次のとおりとする。

(1) 前日検査

ア 検査項目

〔区分欄に記載した記号番号は、第3章第1節自転車の検査基準及び検査方法の各欄に記載する記号番号である。〕

区分	項目
1—1	〔目視検査〕 自転車登録の確認
1—2	構成部品の確認

	1—3 各部品の取付位置の確認
	1—4 有害加工、改造
	1—5 金属部分の変形、摩耗及び切損
	1—6 フレーム及び金属部分のひび、さび、傷
	1—7 フレームのろう切れ、ろう離れ、成形不良、接着不良
	1—8 非金属部分の傷、き裂、老化、摩耗
	1—9 ハンドルバーのへこみ及びスチール製フレームのパイプのへこみ
	1—10 ハブ軸とスチール製フレームのチェーン引きボルト端部の面取り
	1—11 チェーン引き及びチェーン調整ボルトの取付位置
	1—12 小ギヤの取付け
	1—13 各ナットのはめ合い長さ
	1—14 シートポストと立パイプ、スチール製フレームのハンドルポスト(ハンドルシステム)とホークシステムのはめ合い
	1—15 チェーンの継ぎ方
	1—16 スpokeの組み方
	1—17 にぎり又はバーテープの巻き上がり及び端面
	1—18 サドル、シートポスト、ハンドルポスト及びハンドルシステムの傷及び亀裂
	1—19 トーキリップの傷及び亀裂
	1—20 タイヤの傷、磨耗及びスレ
	1—21 ホイールの変形、傷、亀裂、剥離
	[締付検査]
2—3	クランク軸ボルトの締付けトルク
2—4	ペダル軸の締付け
2—5	ハンガ止めナット、小ギヤ止めナット、ギヤ板取付けナットの締付け
2—6	ヘッド部ロックナット、アンカーボルト、キャップ固定ネジの締付け
2—8	ペダル側板取付けボルトの締付け
	[加力検査]
3—1	ペダル枠のかしめ
3—2	サドル舟線の緩み
3—3	ハンドルバー及びハンドルポスト若しくはハンドルシステムの固定
3—5	トーキリップの固定又はクリップバンドの滑り
3—6	クランク、ギヤ板及び小ギヤの固定
3—7	タイヤとリムの接着
3—8	にぎりの接着
3—9	スpokeの張力
3—10	各回転部のがた

3-11	タイヤの空気漏れ
4-1	[測定検査] ハブ軸端部の突出し
4-2	チェーン引きボルト端部の突出し
4-3	チェーンの伸び
4-5	前車輪又は前ホイールとトークリップの重なり
区分	項目
4-6	ギヤ板の横振れ
4-7	車輪又はホイールの横及び縦の振れ
4-8	リム中心面とハブ振分け中心
4-9	ギヤ板中心面 (チェーンライン)
4-10	前後車輪又はホイール中心面
4-11	前車輪又は前ホイール取付位置
4-12	後車輪又は後ホイール取付位置
4-13	ペダルの最低地上高
4-14	スチール製フレームのサドル先端部の突出し
4-15	カーボン製フレームのホークシステムの突出し
4-16	カーボン製フレームのハンドルシステムの取付位置

イ 執務の方法

- (ア) 検車員は、前号の検査項目に基づき自転車の検査を行う。
- (イ) 検車員は、整備が十分でない箇所があると認めたときは、当該選手に整備を行わせ、あらためて検査を行う。
- (ウ) 検車員は、前日検査において合格したタイヤには、別表2に定める「タイヤ級別判定基準」に基づいて級別を判定し、押印によってタイヤの側面に表示する。
- (エ) 記録員は、検車員の通報を受けて検査の結果、整備箇所及びタイヤの級別を検車票に記入する。

(2) 出走日以降の確定検査

出走日以降の確定検査における自転車の検査については、前日検査に準じて行う。

(平21.3.25・平23.7.1・平27.9.17 一部改正)

4 確定検査の合否の判定

検車委員は、検査終了後、検車票により検査の合否を判定し、その検車票には合格印を押印し、これを保管する。また、合格した自転車には立パイプ上端に確定検査合格証を確実にはり付ける。

(平21.3.25 一部改正)

5 確定検査未受検自転車の取扱い

検車員は、実施規則第41条第3項の規定に該当する選手の使用する自転車については、出走前点検の際に、確定検査に準じた検査を行う。

第3節 出走前点検の業務

実施規則第46条の規定に基づき、担当検査事項について、所定の場所において自転車の点検を行う。

1 準備

検車委員は、出走前点検開始前に、各検車員に分担業務を指示するとともに次の書類、器具等を準備させ、点検する。

- (1) 検査不合格報告書…………… (様式第5)
- (2) 出走前点検通報書…………… (様式第6)
- (3) 検査器具及び整備器具…………… (第5章に定めるもの)
- (4) 自転車、ギヤ変更通報書…………… (様式第7)
- (5) 自転車事故報告書…………… (様式第8)
- (6) 参加選手破損自転車補償報告書…………… (様式第9)

(平21.3.25 一部改正)

2 受付

- (1) 検車委員は、あらかじめ、選手管理委員に連絡して、欠場選手の有無を確認する。
- (2) 検車委員は、選手の出走する競走番号を出走表と照合し、確認の上、これを検車票に記入する。
- (3) 検車委員は、選手から自転車又は使用ギヤの変更の申出があり、必要があると特にこれを認めた場合は関係委員に連絡し、検車票の記載事項を訂正する。

(平21.3.25 一部改正)

3 自転車の点検

項目及び執務の方法は、次のとおりとする。

(1) 項目

(区分欄に記載した記号番号は、第3章第1節自転車の検査基準及び検査方法の各欄に記載する記号番号である。)

区分	項目 (〔 〕は点検方法を示す。)
1—8	〔目 視〕 非金属部品の傷、き裂、摩耗
1—12	小ギヤの取付け ギヤ板、小ギヤの歯数
1—19	トーキリップの傷及び亀裂
1—20	タイヤの傷、磨耗及びスレ
2—1	〔締 付〕 前ハブナットの締付けトルク
2—2	後ハブナットの締付けトルク
2—3	クランク軸ボルトの締付けトルク

2-7	チェーン引きナット又はチェーン調整ボルトの締付け
3-3	[加力] ハンドルバー及びハンドルポスト若しくはハンドルシステムの固定
3-4	サドル及びシートポストの固定
3-5	クリップバンドの滑り
3-6	クランク、ギヤ板及び小ギヤの固定
3-11	タイヤの空気漏れ
4-4	[測定] チェーンのたるみ
4-11	前車輪又は前ホイール取付位置
4-12	後車輪又は後ホイール取付位置
4-14	スチール製フレームのサドル先端部の突出し

(2) 執務の方法

ア 検車員は前号の項目に基づき、自転車の点検を行う。

なお、実施規則第41条第3項の規定に該当する選手の使用する自転車については、第3章第2節第3項の検査を併せて行うものとする。

イ 検車員は、整備が十分でない箇所があると認めたときは、当該選手に整備を行わせ、改めて点検を行う。

ウ 記録員は、検車員の通報を受けて、点検の結果及び整備箇所を検車票に記入する。

(平21.3.25・平23.7.1 一部改正)

4 出走直前点検

選手紹介終了直後、タイヤの空気圧、空気漏れ、傷、その他必要な箇所について点検する。

なお、タイヤの空気圧については、別表2に定めるとおりとする。また、投票締切り5分前に、当該選手にタイヤの空気圧を点検させる。

第4章 自転車の管理及び整備**第1節 自転車の管理**

- 1 確定検査に合格した自転車は、所定の場所に格納し、厳重に管理する。
- 2 管理中の自転車については、検車委員の許可なく、これを使用させ、又は調整若しくは部品の交換を行わせてはならない。

ただし、調整又は部品の交換を許可したときは、整備終了後再検査（点検を含む。）を行い検車票にその旨を記入する。

(平21.3.25 一部改正)

第2節 自転車の整備

- 1 自転車の整備、部品の交換又は管理中の自転車の使用上の整備、調整は、当該選手に行わせるものとし、必要があれば検車員が補助することができる。

ただし、検車員が補助したときは、当該選手に確認させる。
- 2 確定後から出走前点検までに事故（故障）が発生したときは、速やかに整備、調整を当該選手に行わせるものとし、必要があれば検車員が補助することができる。ただし、検車員が補助したときは、当該選手に確認させる。

なお、これ以降選手紹介のときまでも同様とする。
- 3 選手紹介以降及び発走のときの事故（故障）が発生したときは、当該競走に支障を来すことのないよう速やかに整備、調整を行う。
- 4 自転車の整備は、検車委員があらかじめ指定する場所で行わせる。

第5章 自転車の検査器具の整備及び管理

- 1 自転車の検査（点検を含む。）及び整備のため、次の器具を備え付ける。
- 2 検車委員は、これらの器具をその用途に適するよう常に整備し、管理する。

ただし、荷重検査機、定盤、グラインダ、電気ドリル及び染色浸透探傷剤は必要に応じて備え付ける。

(器具例)

回転検査機	電気ドリル
荷重検査機	ポンチ
定盤	ヘッド玉押し回し
バイス (呼び寸法: 75mm以上)	ハンガわん回し
グラインダ	ハンガリング回し
エアーコンプレッサー (又は手押しポンプ)	クランク抜き工具
※注入圧は、1000kPa以下に減圧できる構造を有する。	六角棒レンチ (3mm, 5mm, 6mm用)
ノギス	ピンスパナ
金属製直尺	ペダル用スパナ
各種専用ゲージ及び専用測定器	ペダル玉押し回し
各種トルクレンチ	ハブ玉押し回し
モンキレンチ (呼び寸法: 150~200mm)	十字レンチ (前後ボックス)
プライヤ	小ギヤ回し
ドライバ (呼び番号: 15)	ニップルレンチ (#15)
ハンマ (呼び番号: 1/2)	車輪振れ取り台
木ハンマ (又はプラスチックハンマ)	スポーク切り
シートポスト用スパナ (10mm)	チェーンピン抜き
	水槽

倒立台 ヤスリ (丸型・平型／呼び寸法：150～200mm)	各種専用工具 染色浸透探傷剤 金切りのこ
--------------------------------------	----------------------------

第6章 出場停止及び出走取消し

第1節 確定検査における出場停止

検査委員は、第3章第2節第4項により検査に合格しなかった自転車があったときは、実施規則第43条の規定に基づき当該自転車を使用する選手が出場予定の競走の全部又は一部についてその出場を停止する。

第2節 確定後の出場停止

検査委員は、自転車が確定検査に合格した後、番組の決定までの間において、改めて実施規則第43条第1号又は第3号に該当する事項を認めたときは、選手管理委員に通報する。

第3節 番組決定後の出走取消し

検査委員は、実施規則第48条の規定により番組が決定されたとき以降において、次の各号のいずれかに該当する事項を認めたときは、当該選手又は先頭員のその回の競走の出走を取り消す。

- (1) 出走前点検において、選手に確定検査に合格したのと相違する事実があったとき。
- (2) 実施規則第41条第3項の規定に該当する選手の使用自転車について、出走前点検において合格しなかったとき。
- (3) 先頭員が確定検査に合格しなかったとき、又は実施規則第41条第3項の規定に該当する場合において確定検査を受けなかったとき。
- (4) 当該選手又は先頭員の使用自転車が、競走の公正安全を阻害するおそれがあると認めたとき。

第4節 本財団への報告

検査委員は、所有者登録されている自転車について、確定検査、出走前点検又は出走直前点検において、フレームの故障により競輪に使用することを認めなかったときは、速やかに様式第5の検査不合格報告書により本財団へ報告する。

第7章 通報

第1節 確定検査の結果の通報

- 1 検査委員は、自転車の検査が終了したときは、様式第4の確定検査通報書により速やかに関係委員に通報する。
- 2 検査委員は、選手及び先頭員の使用する自転車名及びギヤ倍数を番組編成委員に通報する。

- 3 検車委員は、確定検査の結果に基づき選手の出場を停止し、又は先頭員の出走を取り消したときは、速やかに関係委員に通報する。

第2節 出走前点検の結果の通報

- 1 検車委員は、自転車の点検が終了したときは、その結果について様式第6の出走前点検通報書により速やかに関係委員に通報する。
- 2 検車委員は、出走前点検のときに自転車及びギヤの変更を認めたときは様式第7の自転車、ギヤ変更通報書により、関係委員に通報する。
- 3 検車委員は、出走前点検の結果に基づき選手の出走を取り消したときは、速やかに関係委員に通報する。

第3節 自転車事故に関する通報

1 確定以降発走時までに発生した事故の場合

- (1) 検車委員は、確定以降発走時までに自転車の事故（故障）が発生したときは、当該自転車の使用の可否を判断し、選手番号、選手名、事故箇所等を速やかに、関係委員に通報する。
 - ア 当該自転車が使用可能な場合
整備の進行状況は、必要に応じて関係委員に連絡し、整備が完了したときは、直ちに関係委員に通報する。
 - イ 当該自転車が使用不能な場合
(ア) 確定以降番組決定までに自転車が使用不能であることが判明したときは、選手管理委員に通報する。
(イ) 番組決定以降自転車が使用不能のため、選手又は先頭員の出走を取り消したときは、直ちに関係委員に通報する。
- (2) 検車委員は、自転車の事故（故障）の原因が観客その他の妨害又は競走路上の異物によるものと認められたときは、速やかに関係委員に連絡する。
なお、必要があるときは、走路の点検、異物の除去等を審判委員に依頼する。

2 競走中に発生した事故の場合

検車委員は、競走中自転車に事故（故障）が発生したときは、競走終了後、直ちに当該自転車についてその原因を調査し、その結果を関係委員に通報する。

3 事故報告

自転車に次の事故が発生したときは、様式第8により報告書を作成し、競技委員長に報告するとともに、その写しを関係委員に送付する。

- (1) 確定以降発走の前までに発生した事故（故障）により使用不能となり、選手又は先頭員を欠場させたとき。
- (2) 発走時に発生した事故（故障）により使用不能となり、選手又は先頭員を欠場させたとき。
- (3) 競走中に自転車の事故（故障）が発生したとき。

第8章 附帯する業務

第1節 競走の観察

検査委員は、各競走を観察し、自転車に異常を認めたときは、競走終了後直ちに当該自転車を検査し、その原因を調査して、関係委員に通報する。

第2節 自転車の破損補償

- 1 検査委員は、選手紹介中、競走中又は指定練習中に自転車が破損したときは、「競輪参加選手の破損自転車の補償に関する要領」に基づき補償の方法及び補償額を決定する。
- 2 前項において自転車の破損補償を行ったときは、様式第9により報告書を作成する。

附 則

この要領は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成19年10月1日）から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

附 則 (平成20年3月31日 平成20・03・28製第39号認可)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日 平成21・03・23製第26号認可)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日 平成23・07・01製第1号認可)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日)

この要領は、公益財団法人JKAの登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則 (平成27年9月17日)

この要領は、平成27年12月31日を節の初日とする競輪から施行する。

附 則 (平成29年6月6日 20170525製第3号認可)

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

別表1

執務編成表 (標準)

1 確定検査

総括及び合否の判定	検車委員 1名	補助員 1名
目視検査	検車員 7名	記録員 2名
締付検査		
加力検査		
測定検査		

2 出走前点検

総括及び合否の判定	検車委員 1名	補助員 1名
目視検査	検車員 6名	記録員 1名
締付検査		
加力検査		
測定検査		

3 出走直前点検

検車委員 (総括) 1名	検車員 3名
--------------	--------

別表2 (平21.3.25 一部改正)**1 タイヤの級別判定基準**

タイヤの級別の判定は、次の基準により行う。

級 別	判 定 基 準
A	新品とする。
B	既に使用したものとする。

2 タイヤ空気圧

タイヤの空気圧は、1000kPa以内とする。

3 タイヤ検査の不合格判定基準

タイヤの不合格の判定は、以下の基準により行う。

(1) トレッドゴム

- ①トレッドゴムに傷又は亀裂があるもの。
- ②接触等により擦りつけた傷があるもの。
- ③トレッド意匠の山が磨耗により無いもの又は欠けたもの。

(2) サイド部（スダレ布部）

- ①接触の痕跡があるもの。
- ②スダレ布の単糸が切れ、ケバ立った状態のもの。
- ③単糸と単糸の間隔が乱れているもの。
- ④スダレ布が変色しているもの。
- ⑤スダレ布部に塗布してあるゴム糊が劣化しているもの。

(3) タイヤの変形

トレッド部及びサイド部が不自然（変形している）なもの、及び部分的な膨らみ、曲がり等のあるもの。

(4) タイヤ各部の剥離

トレッドゴムとスダレ布及びスダレ布とリムテープの間に剥離があるもの。

様式第1 (表面) (平21.3.25 一部改正)

参加番号		平成 年度 第回 営業		競輪 第節	
選手名				注意箇所	
登録番号		フレームの打こん		エンド幅 110・120	
登録府県		級班別		判定印 備考	
自転車名		車名変更			
前検日	競走	番号	ギヤ歯数	倍数	前タイヤ 不合格部品等
第1日				A B 不	・タイヤドリムの接着 ・チーン引き面取り・長さ ・その他
第2日				A B 不	
第3日				A B 不	
第4日				A B 不	
第5日				A B 不	
第6日				A B 不	
受検上の注意 本票に記入された不合格部品は直ちに交換し、整備を要する箇所は整備をし再検査を受けること。					
検車委員 (印)					

様式第1（裏面）(平21.3.25・平23.7.1・平27.9.17一部改正)

検査項目

検査項目	【前日検査】				【開催中】				6日目	
	不合格	再検査	不合格	再検査	不合格	再検査	不合格	再検査	不合格	再検査
自転車登録、構成部品、各部品の取付位置の確認	自転車登録、構成部品、各部品の取付位置の確認	自転車登録、構成部品、各部品の取付位置の確認	ハンドルバー、ハンドルホース、ハンドルスイッチの固定							
有害加工、改造	有害加工、改造	有害加工、改造	ペダル軸、ペダル側板取付ボルトの締付け							
金属部分の変形、磨耗及び折損	金属部分の変形、磨耗及び折損	金属部分の変形、磨耗及び折損	ヘッド部ロックナット、アンカーボルト、キャップ固定ネジ							
フレーム及び金属部分のひび、さび、傷	フレーム及び金属部分のひび、さび、傷	フレーム及び金属部分のひび、さび、傷	ハンドル棒の止めナット、小ギヤ止めナット、ギヤ板取付けナットの締付け							
フレームのろう切れ、ろう離れ、成形不良、接着不良	フレームのろう切れ、ろう離れ、成形不良、接着不良	フレームのろう切れ、ろう離れ、成形不良、接着不良	ペダル棒のかしめ、サドル舟縫の縫み							
非金属部分の傷、き裂、磨耗	非金属部分の傷、き裂、磨耗	非金属部分の傷、き裂、磨耗	ハンドルバー、ハンドルホース、ハンドルスイッチの固定							
サドル、シートボルト、ハンドルボルト、ハンドルスイッチの傷、亀裂	サドル、シートボルト、ハンドルボルト、ハンドルスイッチの傷、亀裂	サドル、シートボルト、ハンドルボルト、ハンドルスイッチの傷、亀裂	クリップバンドの滑り							
ハブ軸とチェーン引きボルト端部の面取り	ハブ軸とチェーン引きボルト端部の面取り	ハブ軸とチェーン引きボルト端部の面取り	クリランク、ギヤ板、小ギヤの固定							
チェーン引きとチェーン調整ボルトの取付位置、小ギヤの取付け	チェーン引きとチェーン調整ボルトの取付位置、小ギヤの取付け	チェーン引きとチェーン調整ボルトの取付位置、小ギヤの取付け	各回転部のがた							
各ナットのはめ合いが長さ	各ナットのはめ合いが長さ	各ナットのはめ合いが長さ	ハブ軸端部、チェーン引きボルト端部の突出							
シートボルトと立ハーフクランクとハンドルスイッチとのはめ合い	シートボルトと立ハーフクランクとハンドルスイッチとのはめ合い	シートボルトと立ハーフクランクとハンドルスイッチとのはめ合い	前車輪又は前ホイールヒートクリップの重なり							
チェーンの継ぎ方、チェーンの伸び	チェーンの継ぎ方、チェーンの伸び	チェーンの継ぎ方、チェーンの伸び	ギヤ板の横振れ、ギヤ板中心面(チェーンライン)							
スポーツの組み方、スポーツの張力	スポーツの組み方、スポーツの張力	スポーツの組み方、スポーツの張力	ペダルの最低地上高							
にぎり又はハーテーブの巻き上がり、端面、にぎりの接着	にぎり又はハーテーブの巻き上がり、端面、にぎりの接着	にぎり又はハーテーブの巻き上がり、端面、にぎりの接着	ホイールの変形、傷、亀裂、剥離							
車輪(ホイール)の横及び縦の振れ、リム中心面とハブ振分け中心	車輪(ホイール)の横及び縦の振れ、リム中心面とハブ振分け中心	車輪(ホイール)の横及び縦の振れ、リム中心面とハブ振分け中心	ステール製フレームのサドル先端部の突出							
前後車輪(ホイール)中心面、前後車輪(ホイール)取付位置	前後車輪(ホイール)中心面、前後車輪(ホイール)取付位置	前後車輪(ホイール)中心面、前後車輪(ホイール)取付位置	カーボン製フレームのホーカーステム、ハンドルステムの突出							

様式第2 (平21.3.25一部改正)

出 場 選 手 名 簿

年度 第 回 営 競輪

_____競輪 第___節 開催日程 ___月 ___日～ ___日

様式第3

(1)

確定検査合格証 No._____					
1		2		3	
年度第 回 営 競輪第 節					

(2)

確定検査合格証 No._____					
第	日	第	競走	番	
年度 回 営 競輪第 節					

様式第4 (平29.6.6 一部改正)

年 月 日

確定検査通報書

関係委員殿

検車委員



出場予定の選手及び先頭員の使用自転車について検査を行った結果を下記のとおり通報します。

記

年度 第 回 営 競輪 第 節 第 日					
	参加申込者数	受検者数	合格者数	不合格者数	未受験者数
級	名, 予備 名	名, 予備 名	名	名	名
級	名, 予備 名	名, 予備 名	名	名	名
級	名, 予備 名	名, 予備 名	名	名	名
先頭員	名, 予備 名	名, 予備 名	名	名	名
計	名, 予備 名	名, 予備 名	名	名	名

	整理番号	選手名	自転車名	理由
確定検査不合格者				
未受験者数				

	整理番号	選手名	旧	新
自転車名及びギヤを変更した者				

様式第5 (平20.3.31・平25.3.19 一部改正)

番 号
年 月 日

公益財団法人 JKA会長 殿

検査不合格報告書

競技実施法人会長名

所有者登録されている自転車について、競走前の検査において競輪に使用することを認めなかつたことについて、下記のとおり報告します。

記

年度 第	回	當	競輪 第	日
------	---	---	------	---

1. 不合格の状況

(1) 検査の名称

(2) 不合格の理由

2. 不合格となった自転車

(1) 自転車を所有する選手の氏名

(2) 自転車の車名及び登録番号

(3) 自転車の製造番号 (製造番号の写真又は石づりを添付すること。)

様式第6 (平29.6.6 一部改正)

年 月 日

出走前点検通報書

関係委員殿

検車委員

印

競走に出走する選手の使用する自転車を点検した結果について、下記のとおり通報します。

記

年度第 回 営 競輪								
競走番号	競走の種類	級 別	競走の種目	競走の距離	使 用 自 転 車			先頭員
					出走予定	使 用 可	使 用 不 可	
1	普通・先固			m				
2	普通・先固			m				
3	普通・先固			m				
9	普通・先固			m				
10	普通・先固			m				

△	競走番号	選手番号	選 手 名	自 転 車 名	理 由
使 用 不 可					

様式第7

自 転 車 変 更 通 報 書

関係委員殿

受付	入力	確認

_____年度第_____回_____営

競輪場		
競輪種類	GP・G I・G II・G III・F I・F II	
節	第 節	
日 次	第 日	
年 月 日	・ ·	

下記のとおり通報します。

検車委員 _____印

競走番号	選手番号	登録番号	選手名	級班	旧		新		区分
					自転車名	ギヤ	自転車名	ギヤ	
					(×)			(×)	
					(×)			(×)	
					(×)			(×)	
					(×)			(×)	
					(×)			(×)	
					(×)			(×)	

区分 (+) 当日からの変更
区分 (空白) 翌日からの変更

摘要

様式第8 (平29.6.6 一部改正)

年 月 日

自 転 車 事 故 報 告 書競 技 委 員 長 殿

下記競走における自転車の事故につき調査した結果を報告します。

検車委員

記

年度	第	回	當	競輪	第	節	第	日	第	競走
----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----

級別		競走の種類	普通 ・ 先固	競走の種目		競走の距離		m
----	--	-------	---------------	-------	--	-------	--	---

	選手番号	登録番号	選 手 名	登録府県	自 転 車 名	ギヤ歯数
事故自転車						
事故の状況						
事故の原因						
備 考						

樣式第 9

參 加 選 手 破 損 自 車 補 償 報 告 書

競技秀昌長殷

年度第 回 営						競輪
第1節	年	月	日～	月	日	
第2節	年	月	日～	月	日	

発信番号	
発信年月日	年 月 日
検車委員	(印)

「競輪参加選手の破損自転車の補償に関する要領」に基づき下記のとおり補償したので報告いたします。

(3部複写)

＜記入上の注意＞

- 現物補償をしたときは補償金額欄にその部品の価格を記入し、現物補償の欄に○印を記入すること。
 - 破損の原因は該当するものは○印で囲み、この他の原因による場合は余白にその原因を記入すること。
 - 走路とは走路又は走路上の異物が原因であるものとする。